
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **ステップ 1 における議論の方向性に関する ASBJ 事務局の分析**

本資料の目的

1. ASBJ は、第 463 回企業会計基準委員会（2021 年 8 月 11 日開催）において、金融資産の減損に関する会計基準の開発の検討の進め方（以下「検討の進め方」という。）を示したときに、次の考え方を示した。

我が国の会計基準は、2007 年に IASB とともに公表した東京合意以後は、基本的に、IFRS 基準を国際的な整合性を図る対象としてきており、両者に優劣がつけられないのであれば、ECL（IFRS 基準）を基礎として基準を開発することが適当であると考えられる。

2. 本資料は、今までのステップ 1（ECL（IFRS 基準）と CECL（米国会計基準）のどちらかのモデルを開発の基礎とするかの選択）の前段階の検討（以下「ステップ 0 の検討」という。）を踏まえて前項で示した予備的な考え方を再検討するとともに、ステップ 2（信用リスクに関するデータの整備がなされている金融機関¹の貸付金に適用される会計基準の開発）以降の検討の基礎となるステップ 1 の方向性に関する ASBJ 事務局の分析を示し、ご意見を伺うことを目的としている。

ステップ 1 の方向性の検討に関する ASBJ 事務局の分析

本資料の構成

3. ASBJ 事務局は、ステップ 1 の方向性に関する事務局提案を行うにあたり、本資料第 1 項に示した考え方の他に、IFRS 基準の ECL モデルと米国会計基準の CECL モデルのどちらが我が国の信用リスク管理の考え方及び実務並びに会計基準開発にあたり背景に据えてきた考え方と親和性があるかどうかの観点からの分析も必要であると考えている。そのため、検討の対象とした IFRS 基準の ECL モデル及び米国会計基準の CECL モデル自体の比較に加え、我が国の信用リスク管理の考え方及び実務並びに会計基準の背景に存在する考え方及び貸倒見積高の算定に関する考え方を整理している。

¹ 「信用リスクに関するデータの整備がなされている金融機関」は第 463 回企業会計基準委員会 で用いられた資料で使用されている仮称であり、今後変更される可能性がある。

4. 前項の観点から、本資料は次の構成としている。

- (1) ステップ0の検討の再整理
- (2) 我が国の貸倒引当金の算定の実務に関する理解及び会計基準等の考え方
- (3) ステップ1の方向性に関する ASBJ 事務局の分析及び提案

ステップ0の検討の再整理

(IFRS 基準の ECL モデルの理解)

5. ステップ0の検討では、IFRS 基準の ECL モデルの大きな特徴として、会計基準の適用対象となる金融資産の組成又は購入時点以降の信用リスクの著しい増大が生じているかどうかにより、12 か月の予想信用損失又は全期間の予想信用損失を測定するモデルを採用していることが見出された。すなわち、IFRS 基準の ECL モデルは、信用リスクの著しい増大の有無による 2 区分モデルを採用²し、それぞれの区分に分類される金融資産に応じた予想信用損失を見積るモデルであると考えられる。
6. 前項の背景として、IFRS 基準では、次のことが示されている。
- (1) IASB は、当初の予想信用損失は金融資産の存続期間にわたり金利収益を調整し、予想信用損失の変動が生じたときにのみ減損利得又は損失を認識するモデルが最も経済事象を適切に反映すると考えていること。これは、IASB が、企業は本来金利収益の認識に使用する実効金利を決定する際に、予想信用損失の当初の見積りを含めるであろうと考えていることによる。
 - (2) (1)のモデルの運用上の課題を克服するために、金利収益の算定と予想信用損失を分離したうえで、利回り調整の代用として金融資産の当初認識時から予想信用損失の一部分を認識し、金融資産の信用リスクの著しい増大が生じた後に全期間の予想信用損失を認識することとしたこと。
7. また、IASB は金融資産の当初認識時に損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定することについては、金融資産が当初認識時の公正価値を大幅に下回る

² IFRS 基準の ECL モデルには、厳密には信用リスクの著しい増大の有無の他に信用減損金融資産となった金融資産の区分（ステージ3と呼ばれることがあり、信用リスクが当初認識後に著しく増大している金融資産の区分はステージ2、著しく増大していない金融資産の区分はステージ1と呼ばれることがある。）があり、利息収益の認識の方法がその他の区分と異なっている。しかし、この区分は予想信用損失の観点からは全期間の予想信用損失が見積られているため、本資料ではステージ2とステージ3の金融資産をまとめて議論する。

帳簿価額で認識されることになり、したがって当該資産の経済実態と不整合となるという理由で適切ではないと考えるとしている。

8. 前項は、IFRS 基準の ECL モデルの開発にあたり、IASB は予想信用損失に関してより適時性の高い情報を提供することと同時に金融資産の当初認識時に見積られる予想信用損失と利息収益の適切な対応を図ることも意図していたことを示している。
9. 前項までの理解に基づく、IFRS 基準の ECL モデルにおいては、現行の予想信用損失の引当と金利収益の認識が分離（デカップリング）されている会計モデルの下では、信用リスクの著しい増大が生じている金融資産については、貸借対照表の観点からは信用損失引当金を全期間の予想信用損失と等しい金額で測定し、それ以外の金融資産については、12 か月の予想信用損失に等しい金額で測定³して、損益計算書の観点からは同額を純損益に認識することが経済的実態を適切に表すこととなると考えられる。

（米国会計基準の CECL モデルの理解）

10. ステップ 0 の検討では、米国会計基準の CECL モデルは、信用リスクが著しく増大したかどうかで異なる期間の予想信用損失を測定する IFRS 基準の ECL モデルとは異なり、金融資産の当初認識後に信用リスクが著しく増大したかどうかにかかわらず契約上の全期間の予想信用損失を見積ることが特徴であることが見出された。すなわち、米国会計基準の CECL モデルは、信用リスクの大小にかかわらず金融資産を単一の区分として捉えて予想信用損失を見積るモデルであると考えられる。
11. 米国会計基準の特徴の背景には、米国の関係者から寄せられた、IFRS 基準の ECL モデルは信用リスクの著しい増大の判定に関する規準のあいまいさにより損失の適時の認識を妨げる可能性があること、予想信用損失の測定期間が変わった時点で信用コストが一時に発生するため利益操作につながる可能性があること並びに適用のばらつきにより比較可能性及び透明性が損なわれる可能性があることに関する懸念があるとともに、この特徴は米国の財務諸表利用者の多くが貸借対照表上の貸倒引当金の適切性を重視していることから生じていると考えられる。
12. 前項までの理解に基づく、当該単一の区分に基づき統一的に予想信用損失を見積る観点からは常に全期間の予想信用損失を見積ることとなる。現行の予想信用損失の引当と金利収益の認識が分離（デカップリング）されている会計モデルの下では、

³ IASB は、予想信用損失の対象期間を 12 か月に限定することにつき概念的な論拠はないと認めているが、銀行に対する健全性規制や自己資本規制において 12 か月の予想信用損失が用いられていることにも鑑み、運用上の単純化及びコストと便益に見合うものとしている。（IFRS 第 9 号 BC5.195 項）

貸借対照表の観点からは金融資産の組成又は購入時に全期間の予想信用損失を損失評価引当金として見積るとともに損益計算書の観点からは同額が純損益に認識されることが経済的実態を適切に表すこととなると考えられる。

(審議及び財務諸表利用者へのヒヤリングで聞かれた意見)

13. 審議及び財務諸表利用者へのヒヤリングの過程では、米国会計基準の CECL モデルは IFRS 基準に比べて基礎となる考え方の理解が容易であるという意見や、CECL モデルは期末時点での回収可能性を評価すればよい点で現行の金融機関のリスク管理と整合しているという声が聞かれた。
14. 一方で、信用リスクに見合う実効金利が付された債権についても常に全期間の予想信用損失の測定を行うことにより当初認識時に損益が生じることへの理解可能性に関する懸念や、貸倒引当金の対象とならない金融資産の評価との整合性に関して懸念を示す声も聞かれた。また、貸出金の信用リスクが約定金利に適切に反映されていれば、貸出時の帳簿価額と公正価値は一致するはずで、それにもかかわらず貸出実行時に全期間の予想信用損失を引当てる CECL モデルは、財務諸表の利用者の理解可能性の点で劣るのではないかという声も聞かれた。
15. また、IFRS 基準の ECL モデルと米国会計基準の CECL モデルの選択に関して、これらのモデルの大きな差異は貸出の実行時など金融資産の当初認識時に一時に大きな損益が認識されるかどうかにあると考えられるが、ここで認識される損益の大小は与信ポートフォリオの性質によっても異なるため、モデルの差異はそれほど大きくないのではないかという意見や、ECL モデルと CECL モデルの差異は様々な要素により生じるものであり、どちらのモデルが良いということは難しいのではないかという意見が聞かれた。

現行の我が国の貸倒引当金算定の実務に関する理解及び会計基準等の考え方

16. 我が国の貸倒引当金算定の基礎となる信用リスク管理は、金融機関と非金融機関とでその精度は異なり得るといえども、債務者からの契約キャッシュ・フローの回収を極大化することを目的としていることは同様である⁴と考えられる。
17. 前項の目的の下では、契約キャッシュ・フローの回収の可能性に着目し、契約キャッシュ・フローの回収が当初想定したとおりに行われることが見込まれる場合には契約キャッシュ・フローの回収により当初見込まれる信用リスクの対価を含む利息

⁴ 例えば IASB の公開草案「金融商品：予想信用損失」に対して 2013 年 7 月 5 日に送付したコメント・レター及び FASB の会計基準更新書案「金融商品－信用損失（サブトピック 825-15）」に対して 2013 年 6 月 18 日に送付したコメント・レターの中で述べられている。

収益と信用コストの対応を確保することが期待され、契約キャッシュ・フローの回収が当初想定したとおりに行われないことが見込まれる金融資産については、通常、キャッシュ・フローの回収の極大化のために担保資産の保全や契約条件の重要な改訂等を通じたより個別的なモニタリングや管理を行うことが期待されると考えられる。

18. 前項の信用リスク管理の目的及び実務に対応し、企業会計基準第 10 号「金融商品会計に関する基準」では、貸倒見積高の算定について債務者の財政状態及び経営成績に基づいて債権を区分したうえで、当該区分に応じて債権の貸倒見積高を算定するとされている。すなわち、債務の弁済に重大な問題が生じる可能性が高いか否かで大きく取扱いを分け、一般債権を集合的に、貸倒懸念債権と破産更生債権等を個別に評価することとされている。また、金融機関の貸倒引当金算定の実務では、金融商品会計基準の一般債権に概ね対応する正常先及びその他要注意先については今後 1 年間の予想損失額を見込んでいる場合には妥当なものとして差し支えない⁵とされている。
19. 一方、我が国の金融商品会計基準等において、金融商品の減損（貸倒引当金）の算定の目的を明示的に示したものはない。しかし、日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第 4 号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」では、貸倒引当金の監査は、貸倒引当金が決算日現在の債権に内包されている損失額を十分カバーするだけの適切なレベルにあるかについての意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することを目標として実施するとされている。
20. この結果、我が国の貸倒引当金繰入額の算定は期首と期末の貸倒引当金残高の差額に当期中の目的使用及び目的外使用を加減したものととして算定されることとなる。これらに鑑みると、今までの我が国の貸倒引当金算定の目的は、貸借対照表に表示された金融資産のうち債権等の将来の回収額を適切に表示することに重きが置かれているように考えられる。
21. しかし、我が国の金融商品会計基準の定めは米国会計基準の CECL モデルとは異なり、全期間の貸倒損失の見積りを常に行うことを求めているわけではない。これは、前項で示した貸借対照表に表示された債権等の回収可能額を適切に表示するという貸倒引当金算定の目的と、債権及びその背景にある債務者の信用リスクに起因する債権

⁵ 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第 4 号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」による。なお、要管理先債権については、今後 3 年間の予想損失額を見込んでいる場合には妥当なものとして差し支えないとされている。

の回収可能性の変化に応じて債権の管理方法を変えるという信用リスク管理の実務との間のバランスをとったものであると考えられる。

ステップ1の方向性に関するASBJ事務局の分析及び提案

(ASBJ事務局の分析)

我が国の信用リスク管理の考え方及び実務の観点からの分析

22. ステップ0の審議の過程では、IFRS基準のECLモデルと米国会計基準のCECLモデルを比較したとしても、モデルの差異はそれほど大きくなく、双方の基準の考え方や定めの違いに基づいて、我が国の金融資産の減損に関する会計基準の開発の方向性を決定することは難しいのではないかという声が聞かれた。
23. そのため、ステップ1の方向性を検討するにあたっては、本資料第1項で示した考え方以外にも、IFRS基準のECLモデルと米国会計基準のCECLモデルのどちらが我が国の企業の信用リスク管理の基本的な考え方及び実務並びに我が国の会計基準の背景にある考え方に親和性があるかどうかの観点からの検討を行い、より我が国の信用リスク管理及び会計基準の考え方及び実務に親和性があるモデルを基礎とすることが考えられる。
24. これについて、我が国の信用リスク管理の実務は、本資料第16項に示したように、契約キャッシュ・フローの回収可能性に応じて債権の管理方法が異なっており、現行の会計基準の定めも債務者の財政状態及び経営成績に基づいて債権を区分することを定めている。また、我が国の現行の貸倒損失の見積りに関する会計処理に関しても、本資料第18項に示したように、概ね債務の弁済に重大な問題が生じる可能性が高いか否かの2区分で大きく取扱いを分け、それぞれに応じた会計処理が定められている。
25. これらの観点からは債権の信用リスクの状況にかかわらず常に全期間の予想信用損失を測定することを要求する米国会計基準のCECLモデルよりも、債権の信用リスクの著しい悪化の有無に応じて異なる期間の予想信用損失の測定を要求するIFRS基準のECLモデルの方が、信用リスクの管理が債権単位か債務者単位か及び信用リスクの絶対的な水準に着目するか信用リスクの著しい変動に着目するかの違いはあるものの、我が国の信用リスク管理の考え方及び実務に親和性があるものと考えられる。

我が国の会計基準の考え方の観点からの分析

26. 我が国の会計基準は、従前より財務報告の目的が投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような、企業の財務状況の開示にある⁶という考え方に立脚し、投資の成果である純損益を適切に報告することを重視してきている。
27. 前項の観点からは、信用損失について改善された減損モデルを開発するにあたって考慮すべき要因として、合理的に見積りが可能で必要な信用損失を適時に認識することを確保しつつ、損益計算書において、利息収益（信用リスクの負担に関する対価を含む。）と信用コストの対応関係が適切に描写されることが、とりわけ重要であると考えられる。ASBJ 事務局は、損益計算書においてこれらの対応関係が適切に描写されることは財務諸表利用者にとって、企業が行う与信業務の収益性をより効果的に評価することに資するため、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの予測を行ううえで極めて重要と考えている。
28. 前項の観点から IFRS 基準の ECL モデルと米国会計基準の CECL モデルを比較すると、金融資産を信用リスクにより区分せず、対象となるすべての金融資産について全期間の予想信用損失を認識する米国会計基準の CECL モデルよりも、信用リスクの状況により金融資産の当初認識時の予想信用損失と利息収益の対応を一定程度図る IFRS 基準の ECL モデルの方が我が国の会計基準の背景にある考え方と親和性があるものと考えられる。
29. また、全期間の予想信用損失を見積るにあたってはより多くの判断が必要となるが、金融資産の当初認識時から信用リスクの水準にかかわらず全期間の予想信用損失を見積ることは、信用リスクの著しい増大の発生の有無に基づいて全期間の予想信用損失を見積るよりも相対的に困難であり、得られた結論について不確実性の程度が大きいのではないかと考えられる。そのため、検証可能性の観点からは IFRS 基準の ECL モデルが支持されるのではないかと考えられる。

金融機関のビジネス・モデルの観点からの分析

30. 審議の過程では、IFRS 基準の ECL モデルと米国会計基準の CECL モデルの差異については、モデル自体の差異というよりは与信ポートフォリオによっても異なり得るのではないかという意見が聞かれた（本資料第 15 項参照）。これについて、米国の大手金融機関と欧州の大手金融機関のビジネス・モデルを概観すると、米国の大手金融機関は、欧州の大手金融機関に比べて組成した貸出を保有しつつ回収の最大化を図るビジネス・モデル（originate to hold）よりも、組成した貸出を他に移転

⁶ 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」第 1 章 財務報告の目的【序文】参照。

することで回収するビジネス・モデル (originate to distribute) となっていることが多いものと考えられる。

31. 組成した貸出金を売却により回収するビジネス・モデルに対する会計基準としては、貸出金の組成時から売却時点の公正価値に近似すると考えられる全期間の予想信用損失を認識し、每期全期間の予想信用損失を更新していく米国会計基準の CECL モデルとの親和性が高いと考えられる。
32. 一方、我が国の金融機関は、貸出金を保有しつつ回収の最大化を図るビジネス・モデルに拠っていることが多いものと考えられる。この観点からは、我が国のビジネス・モデルと米国会計基準の CECL モデルとの親和性は必ずしも高くないものと考えられる。

(ASBJ 事務局の提案)

33. 前項までの分析から、我が国の契約キャッシュ・フローの回収可能性に応じて債権の管理方法を変えるという現在の信用リスク管理実務の考え方及び会計基準の考え方により親和性があるのは IFRS 基準の ECL モデルなのではないかと考えられるがどうか。そのため、ステップ 2 以降の会計基準の開発に際しては、IFRS 基準の ECL モデルを基礎にすることにより、我が国の企業が新たに開発される会計基準に円滑に移行することが可能となるのではないかと考えられるがどうか。
34. そのため、ステップ 2 以降の検討にあたっては、IFRS 基準の ECL モデルを基礎とすることとしてはどうか。
35. なお、IFRS 基準の ECL モデルを基礎にすることは、本資料第 1 項で示したとおり、我が国の会計基準は 2007 年に IASB とともに公表した東京合意以後は、基本的に、IFRS 基準を国際的な整合性を図る対象としてきているということとも整合している。

ディスカッション・ポイント

ステップ 1 の方向性の検討に関する ASBJ 事務局の分析及びステップ 1 の方向性に関する事務局提案についてご質問及びご意見があれば頂きたい。

以 上